回覧

佐 共 募　第 81 号
令和 8 年 10 月 9 日

市民の皆様へ

佐渡市共同募金委員会
会　長　　齋藤　英夫

令和８年度赤い羽根共同募金運動のご協力について（お願い）

赤い羽根共同募金運動につきましては、毎年、皆様の温かいご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年度も、１０月１日から地域の福祉活動を推進することを目的に、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されております。この共同募金の赤い羽根は、市民一人ひとりの助け合いの精神を表したしるしです。

国では、地域共生社会実現に向けた取り組みが進められていますが、課題は多様化、複雑化し地域社会の脆弱化、人間関係の希薄化等により十分対応できていない状況です。そのため、民間の社会福祉活動への期待は以前にも増して高まり、その財源確保の担い手である共同募金の果たすべき役割は極めて重要となっております。また、共同募金の約３％は災害時の準備金として積み立てられ、大規模な災害があった際には、災害ボランティアセンターやボランティア団体の活動支援などにも役立てられています。

なお、下記一世帯あたりの目安額は、各地区の団体が行う福祉活動や、佐渡市社会福祉協議会で計画した福祉事業を実施するための目標額（13,651,000 円）達成を前提として算出したものであり、強制するものではありません。皆様のご理解、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１　募金の使いみち

地域の高齢者・障がい者・児童を対象とした、いきいきサロン・茶の間、見守り活動、子ども（地域）食堂、子育てサロン等の地域福祉事業、年末にかけて実施する歳末たすけあい事業に使われています。

２　目安額　　７００円

※目安額について

ご寄付をお願いする目安として「目安額」をお示ししています。寄付額を割り当てる募金ではなく、事前に助成計画を立てその計画に基づいて目標額を定め、目安額を算出しております。ご協力いただける際にどれくらい募金したらいいのか分からない場合の「目安」としてお考えください。

問合せ先
佐渡市共同募金委員会
佐渡市社会福祉協議会内
佐渡市社会福祉会福祉課
担当　余湖・須田
電話 81-1155　　Fax81-1156

北海道共同募金会における使途不明金事案について

日頃より赤い羽根共同募金に温かいご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

令和８年６月に報道されました北海道共同募金会における約１億8,000万円の使途不明金（令和８年９月16日の会見で、新たに7,000万円の使途不明金があることがわかり、合わせて約２億5,000万となった）に関し、共同募金に対する皆様の信頼を損なう事態となったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。同じ「赤い羽根」を掲げ、地域福祉を推進する立場として、この事態を極めて重く受け止めています。

今回の北海道共同募金会での事案は、会計責任者が実質的に一人で資金を管理し、チェック体制が機能していなかったことが原因とされています。

これを受け、新潟県共同募金会では一斉点検を行い、県内の市町村共同募金委員会での事務処理は新潟県共同募金会が定める経理規程に基づいて行われており、特定の個人に権限が集中しない仕組みのもとで、市民の皆様からお預かりした募金について適正な事務処理を複数人による管理を基本として運営されていることが確認されております。

共同募金は各都道府県で独立して集計・管理され、皆様からお預かりした募金の約７割が佐渡市内で地域の福祉活動に直接届けられる仕組みとなっており、約３割は新潟県内の福祉施設等の施設整備や車両整備等への支援、また災害時のボランティアセンター立ち上げや支援活動、被災により破壊・破損した社会福祉施設へ支援資金として充当されます。

今回の他県における不祥事によって、身近で支援を必要としている方々の日常や、地域の福祉活動が崩れてしまうことは、何としても避けなければなりません。

「じぶんの町を良くするしくみ」という赤い羽根共同募金の目的と、この佐渡市の地域福祉活動へのご支援について、ご理解くださいますよう、心からお願い申し上げます。

佐渡市共同募金委員会
会長　齋藤　英夫